# 参考資料

### ケイ酸塩類の試験データ一覧

投与物質 <sup>1</sup>	試験種類	動物種2		
アルミノケイ酸ナトリウム	体内動態	イヌ、ラット		
	急性毒性	ラット		
	催奇形性	ラット、マウス、ハムスター、ウサギ		
	遺伝毒性	復帰突然変異 (in vitro)		
		宿主経由(マウス、in vitro)		
		染色体異常(ラット、in vitro)		
		染色体異常(ヒト、in vitro)		
		優性致死(ラット)		
ケイ酸カルシウム	体内動態	ネコ		
	急性毒性	ラット(3)、マウス		
	発がん性	ラット(2)(吸入、腹腔内)		
	催奇形性	ウサギ、ラット、マウス、ハムスター		
	遺伝毒性	宿主経由(マウス、in vitro)		
		染色体異常(ラット、in vitro)		
		染色体異常(ヒト、in vitro)		
		優性致死(ラット)		
		姉妹染色分体交換(ラット)		
	ヒトにおける知見	ヒト(皮膚接触)		
ケイ酸カルシウムアルミニウム	遺伝毒性	復帰突然変異(in vitro)		
ケイ酸マグネシウム	体内動態	ネコ (タルク)		
	遺伝毒性	復帰突然変異(in vitro)		
二酸化ケイ素	反復投与毒性	ラット(6)、マウス、イヌ		
	繁殖毒性	ラット		
	ヒトにおける知見	ヒト		
三ケイ酸マグネシウム	体内動態	ネコ、イヌ、ラット、ヒト		
	反復投与毒性	ラット <sup>3</sup> 、イヌ <sup>4</sup>		
	ヒトにおける知見	ヒト(3)		
ケイ酸ナトリウム	反復投与毒性	ラット <sup>3</sup> 、イヌ <sup>4</sup>		
ケイ酸アルミニウム	体内動態	ネコ (カオリン)		
	反復投与毒性	ラット、イヌ		
無定形ケイ酸	ヒトにおける知見	ヒト		
ケイ酸マグネシウムアルミニウム	ヒトにおける知見	ヒト(皮膚塗布)		
その他(わき水)	ヒトにおける知見	乳児		

- 1 網掛けしてある物質が、今回の申請品目である。
- $^2$  動物名の後に記載する括弧内の数値は、試験データの数を示す。ただし、1 つの場合は記載しない。
- 3 多飲、多尿、軟便が認められている。
- 4 多飲、多尿、軟便、尿細管の変性、間質への細胞浸潤が認められている。

## 米国 FDA におけるケイ酸塩類の使用基準

物質名	使用基準	
アルミノケイ酸ナトリウム	食品中 2%以下	
ケイ酸カルシウム( 食品添加物 )	食品中 2%以下、ベーキングパウダーに 5%以下	
(GRAS 物質)	卓上塩中 2%以下、ベーキングパウダー中 5%以下	
ケイ酸カルシウムアルミニウム	卓上塩中 2%以下	
ケイ酸マグネシウム	卓上塩中 2%以下	

## EU におけるケイ酸塩類の使用基準

物質名	使用基準		
アルミノケイ酸ナトリウム	乾燥粉末食品(砂糖含有); 10g/kg 以下		
ケイ酸カルシウム	食塩、代替塩;10g/kg 以下		
ケイ酸カルシウムアルミニウム	フードサプリメント;必要量		
ケイ酸マグネシウム	錠剤、被覆錠剤食品;必要量		
	スライス、裁断したプロセスチーズ、スライス、裁断した		
	チーズ類似品、プロセスチーズ類似品;10g/kg 以下		
	調味料;30g/kg 以下		
	チョコレートを除く菓子 (表面処理のみ); 必要量		
	薄く油を塗った製品;30g/kg 以下		
	乳化剤、着色料として 5%以下 (ケイ酸カルシウムのみ)		
	チューインガム;必要量(ケイ酸マグネシウムのみ)		
	米;必要量(ケイ酸マグネシウムのみ)		
	ソーセージ (表面処理のみ); 必要量 (ケイ酸マグネシウ		
	<u></u>		

## 日本におけるケイ酸塩の使用基準リスト

	品目	用途	使用量の最大限度	使用制限
既存添加物	酸性白土	製造用剤	食品中の残存量 0.50%以下(2物質 以上使用する場合 はその合計量) チューインガムに タルクのみを使用 する場合には 5.0%以下	食品の製造又は加工上必要不可欠な場合に限る。
	カオリン	製造用剤		
	ベントナイト	製造用剤		
	砂	製造用剤		
	ケイソウ土	製造用剤		
	パーライト	製造用剤		
	タルク	製造用剤		
		チューインガム品質改良剤		
	これらに類似する不溶性の 鉱物性物質	製造用剤		
指定添加物	二酸化ケイ素(微粒二酸化 ケイ素を除く)	製造用剤(ろ過 助剤)	-	ろ過助剤の目的以外 の使用不可。 最終食品の完成前に 除去すること。
	微粒二酸化ケイ素	固結防止剤	食品中 2.0%以下	母乳代替食品及び離 乳食品に使用しては ならない。
+	アルミノケイ酸ナトリウム	固結防止剤	食品中 2.0%以下(微粒二 酸化ケイ素を併用 する場合はその合 計量)	固結防止若しくは食
	ケイ酸カルシウム	固結防止剤、製		品の成型に必要な場合の位置によるよう
指		造用剤、賦形剤		合(錠剤、カプセル
未指定添加物 1	ケイ酸カルシウムアルミニ	固結防止剤		食品の賦形剤等)以 外の使用不可。
	ウム			外の使用不可。 母乳代替食品及び離
	ケイ酸マグネシウム	固結防止剤		乳食品に使用してはならない。

<sup>1</sup> 網掛けしてある物質が、今回の申請品目である。